

# 東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて

平成27年10月16日  
広域系統整備委員会事務局

## ■これまでの経緯

- 第1回広域系統整備委員会(平成27年4月24日)
  - ・ 計画策定プロセスの進め方等のご議論
- 第2回広域系統整備委員会(平成27年6月8日)
  - ・ 「広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者」の募集結果のご報告
  - ・ 基本要件決定に向けた検討についてのご議論
  - ・ 計画策定プロセスの期間中における系統アクセス業務の取扱いのご議論
- 第3回広域系統整備委員会(平成27年7月28日)
  - ・ 「広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者」の応募取り下げのご報告
  - ・ 対策候補案の抽出・検討評価についてのご議論
- 第4回広域系統整備委員会(平成27年8月24日)
  - ・ 対策候補案の詳細検討のご議論
  - ・ 短工期で実施できる対策検討のご議論
  - ・ 費用負担の考え方のご議論
  - ・ 電気供給事業者への意思再確認のご議論
  - ・ 基本要件の決定に向けた検討のご議論

- 第5回広域系統整備委員会(平成27年9月14日)
  - 対策候補案の詳細検討のご議論
  - 費用負担の考え方のご議論
  - 特定負担額、一般負担額の試算(現時点における見通し)のご議論
  - 実施案等の募集の要否のご議論
  - 電気供給事業者への意思再確認のご議論
  - 基本要件及び受益者の範囲(案)のご議論

なお、基本要件については、第5回委員会でご議論いただいた内容で、第3回評議員会(平成27年9月29日)を経て、第29回理事会(平成27年9月30日)にて決定した。

## ■ご報告事項

### 1. 電気供給事業者への要請文送付

# 検討スケジュールと今回の位置づけ

	平成27年度							平成28年度								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
対策案の検討																
受益者範囲の検討																
実施案の検討		要領検討			.....			評価								
負担割合の検討																
広域系統整備計画 取りまとめ・公表																
広域系統整備委員会	★9/14 ・基本要件 ・実施案等の募集要否		★実施案等 の募集(原案) ★実施案等の募集				★検討状況報告			★検討状況報告		★実施案等	★費用負担割合 ★広域系統整備 計画の決定			
		★検討状況報告														
評議員会	◇基本要件	今回		◇検討状況報告			◇検討状況報告			◇検討状況報告			◇費用負担割合			
理事会	◆基本要件 ◆実施案等の 募集要否		◆実施案等の募集				◆検討状況報告			◆検討状況報告		◆実施案等	◆費用負担割合 ◆広域系統整備 計画の決定			
その他				☆実施案等の募集 (～H28/5)												☆広域系統整備 計画の公表

# 1. 電気供給事業者への要請文送付(ご報告)

## (1) 要請文の送付等

- 第4回、第5回委員会でご議論いただいたとおり、基本要件決定(第29回理事会(平成27年9月30日))後、電気供給事業者に対して、提起又は応募の取り下げによる計画策定プロセスに与える影響も記載した計画策定プロセス参加の継続に関する要請文を送付し、以下の確認・調査に対する回答を依頼した(平成27年10月14日付、回答期限:11月24日)。
  - ✓ 本計画策定プロセスへの参加の継続意思(費用負担意思を含む)の有無
  - ✓ 短工期対策の希望の有無
  - ✓ 系統アクセス工事及び発電所建設の進捗状況
- 確認・調査結果については、回答集約後にご報告する。

# 1. 電気供給事業者への要請文送付(ご報告)

## (2) 電気供給事業者への情報提示

- 電気供給事業者への本計画策定プロセス参加の継続意思確認にあたっては、以下の項目について情報を提供した。
  - ✓ 現時点で想定される費用負担額の見通し
    - 9.5千円程度/kW(見込み(現時点における試算))
    - ただし、実施案の内容によっては工事費が変動する可能性がある。
  - ✓ 対策工事の竣工予定時期
    - 2023～2027年度を目標
    - ただし、用地交渉等により相当程度工期が変動する可能性がある。
  - ✓ 費用負担を行った場合の連系線利用の取扱い
    - 連系線容量を先行的に登録できる。
    - 連系線同時建設電源からの電力受給又は振替供給に係る契約を、当該契約が継続する限り、長期安定的に容量確保すべき契約として認定する(なお、契約認定を受けた場合、混雑処理での抑制順位が後位に取り扱われる)。
    - ※ なお、現行の広域機関ルールにおいては、費用負担の有無にかかわらず、長期計画として10年目まで容量登録が可能(11年目以降も容量登録の更新は可能)としているが、連系線の効率的な利用のため、空おさえは禁止している。
  - ✓ 本プロセスに基づく連系線の増強工事によって新たに生じた空容量の取扱いについては今後検討予定。

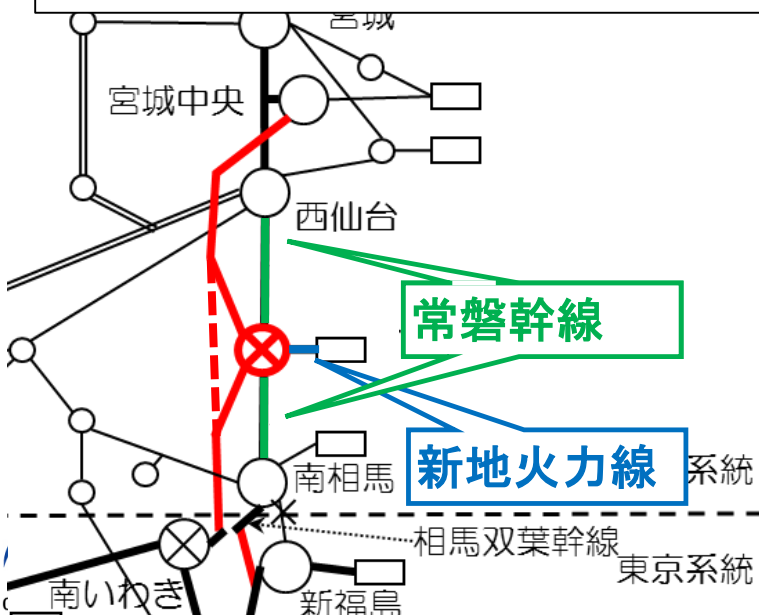
### [第7回 広域系統整備委員会(11月)]

- ◆ 事業者への意思再確認結果報告(中間報告)
- ◆ 実施案等の公募要領原案検討

### [第8回 広域系統整備委員会(12月)]

- ◆ 事業者への意思再確認結果報告
- ◆ 実施案等の公募要領案のとりまとめ

- 第5回委員会において、基本要件(案)における工事概要をご議論いただいた際、新設開閉所の要否についてご意見をいただいた。
- 常磐幹線から分岐している新地火力線には、既設と応募した電源をあわせて520万kW程度の電源が連系する見込みである。
- 第二連系線を南いわき(開)から宮城中央(変)へ接続する対策のみとした場合、新地火力線からの潮流により常磐幹線が重潮流となり、常磐幹線1回線故障時に、健全側回線が短時間熱容量を超過する。
- また、第二連系線が長距離送電線となるため、第5回委員会でお示したことと同様に、作業・故障時の運用容量制約が大きくなる。
- このため、常磐幹線と新地火力線が分岐する箇所に新設開閉所を設ける必要がある。



		常磐幹線1回線故障時
常磐幹線	短時間熱容量	507万kW
常磐幹線	潮流(開閉所あり)	369万kW
常磐幹線	潮流(開閉所なし)	537万kW

※連系線潮流1, 120万kWの場合



- 第5回委員会において、事業実施主体が実施案において提示した工期から遅延した場合等の対応についてご意見をいただいた。
- 送配電等業務指針には、事業実施主体から定期的に進捗状況の提出を求め、広域系統整備委員会に報告し、進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行うことを規定している。

### 【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の進捗状況把握)

第44条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
- 二 四半期ごと 本機関が進捗状況を把握するために必要な情報
- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。